

# イオン銀行セカンドハウスローン 商品概要説明書

(2024年4月10日現在)

1. 商品名	イオン銀行セカンドハウスローン
2. ご利用になれる方	<p>以下のすべての条件を満たす個人のお客さま</p> <p>(1) お申込み時の年齢が満18歳以上、お借入れ時満71歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方（疾病保障付セカンドハウスローンをお選びいただく場合は、お申込み時の年齢が満18歳以上、お借入れ時満50歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方）</p> <p>(2) 当行所定の団体信用生命保険に加入できる方</p> <p>(3) 安定かつ継続した収入の見込める方</p> <p>●給与所得者の方は勤続3年以上勤務していること。会社経営者および個人事業主の方は事業開始後3年を経過していること。</p> <p>●給与所得者および会社経営者の方は前年度年収500万円以上、個人事業主の方は前年度所得が500万円以上であること。</p> <p>※会社役員および経営者親族従業員の方の場合、会社経営者に準じる場合があります。</p> <p>(4) 日本国籍を有する方または永住許可を受けている方</p> <p>(5) ご本人または配偶者がご自宅を所有していること。</p> <p>※ご自宅の登記簿謄本等のコピーの提出をお願いいたします。</p>
3. 資金使途	<p>ご本人または同一生計親族がご使用になるセカンドハウス、別荘に関する以下の資金</p> <p>(1) セカンドハウス、別荘の新築・購入資金</p> <p>(2) セカンドハウス、別荘の増改築・改装資金</p> <p>(3) セカンドハウスローンのお借換え資金</p> <p>(4) 上記にかかる諸費用</p> <p>(5) セカンドハウス、別荘用の敷地となる土地の購入資金（ただし、1年以内に建物建築工事が完了すること。）</p> <p>※物件の所在地や面積、状況等によりご利用いただけない場合もあります。</p> <p>※建築基準法、その他の法令に合致している必要があります。</p> <p>※借地（定期借地を含みます。）上の建物および店舗・アパートなどとの併用物件につきましてはお取扱いしておりません。</p> <p>※諸費用は取扱手数料、火災保険料、登記費用、印紙代および仲介手数料とします。</p>
4. お借入れ形態	証書貸付
5. お借入れ金額	<p>2百万円以上2億円以内（10万円単位）</p> <p>※当行住宅ローンとの合算で2億円以内</p>
6. お借入れ期間	<p>3年以上35年以内（1カ月単位）</p> <p>※中古物件など物件の種類により、お借入れ期間に制限が生じる場合があります。</p> <p>※お借換えの場合、原則として対象となるセカンドハウスローンの残存期間の範囲内となります。</p>

<p>7. 金利</p>	<p>お借入れ利率の基準となる「基準金利」は店頭表示の住宅ローン変動金利となります。</p> <p>●新規お借入れ利率は、原則として、毎月決定します。ただし、金利環境が大幅に変動した場合などは、月中でも変更する場合があります。</p> <p>※実際に適用されるお借入れ利率は、お申込み時点ではなく、お借入れ時点の店頭表示利率により決定します。</p> <p>※店頭表示利率は、資金コスト（セカンドハウスローンの貸出資金をイオン銀行が調達するために必要なコストをいいます。）や営業コストおよび収益を加味して決定します。</p> <p>《金利の見直し》</p> <p>●お借入れ後のお借入れ利率は、5月1日・11月1日を基準日として、基準日の基準金利と前回基準日の基準金利の差をもって、毎年2回見直し（引き上げまたは引き下げ）します。</p> <p>●見直し後の利率は、6月・12月の約定返済日の翌日から適用されます。</p> <p>《固定金利特約》</p> <p>●固定金利特約を締結することにより、特約期間中の金利を固定することができます。</p> <p>●特約の固定期間は、2年、3年、5年、7年、10年からご選択いただけます。</p> <p>●セカンドハウスローンの残存期間よりも長い固定期間は選択できません。</p> <p>●固定金利特約期間中の金利は固定され、お借入れ利率の変更はできません。</p> <p>●元金のご返済が遅延している場合は、固定金利特約を締結できません。</p> <p>●固定金利特約期間終了日の翌日以降は、セカンドハウスローン契約書に基づいたお借入れ利率となります。固定金利特約期間終了後、再度固定金利特約を締結することも可能です。</p> <p>●固定金利特約は当初借入日に締結する場合を除き、毎月のご返済日の翌日から適用されます。</p> <p>※固定金利特約の締結には日数を要しますので、原則として約定返済日（または固定金利適用期間終了日）の10日前までにお手続きください。</p>
<p>8. 返済方法</p>	<p>●毎月元利均等返済</p> <p>●お借入れ金額の50%を上限として、6カ月毎の増額返済も併用できます。</p> <p>●セカンドハウス、別荘用の敷地となる土地の購入資金のご返済は、建物資金借入時までの期間に限り、1年以内の元金返済の据置きもできます。</p> <p>●毎月のご返済は、当行のお客さま名義の指定預金口座からの自動引き落としとなります。</p> <p>●ご返済日は、お借入れ時にあらかじめ10日、20日、30日のいずれかをご指定いただけます。</p> <p>※45日以内で翌々月となる場合はご指定いただけません。</p> <p>※30日をご返済日に指定された場合、2月のご返済日は2月末日となります。</p> <p>※ご返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝日」、「国民の休日」および「12月31日から</p>

	<p>翌年の1月3日までの日の4日間」の場合には、これらの日の翌日となります。</p> <p>《ご返済額の見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●11月1日を5回経過するごとに再計算を行い、新しいご返済額を決定します。</li> <li>●その間にお借入れ利率の変動があった場合は、ご返済元金と利息の割合で調整を行い、ご返済額の見直しはいたしません。</li> <li>●ご返済額の見直しは、前回返済額の1.25倍を上限とし、それを超えることはありません。(1.25倍を超える分は元金と利息の割合で調整を行います。)</li> <li>●最終返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合は、最終返済日に一括してお支払いいただきます。</li> </ul> <p>《固定金利特約》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●固定金利特約期間中はご返済額の見直しはありません。</li> <li>●固定金利特約期間終了日の翌日以降は、セカンドハウスローン契約書に基づいたお借入れ利率となるため、ご返済額も見直しとなります。その際には、前回のご返済額の1.25倍の制限は適用されません。</li> </ul>
9. 遅延損害金	年14.0%（1年を365日とする日割計算）（約定返済日の翌日から当該返済遅延元利金のご返済日までの期間で計算されます。）
10. 保証料	ご負担いただく保証料はございません。
11. 担保	<p>ご融資対象物件に当行を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。</p> <p>※抵当権設定費用はお客さまのご負担となります。</p> <p>《担保対象地域》</p> <p>日本国内全域（ただし、一部の離島はお取り扱い対象外の場合があります）</p> <p>※市街化調整区域、非線引き区域、準都市計画区域、都市計画区域外についてもお取り扱いしています。</p>
12. 連帯保証人	原則として、連帯保証人は必要ありません。ただし、収入合算対象者は連帯保証人となります。また、審査の結果により、連帯保証人が必要となる場合もあります。
13. 団体信用生命保険	<p>当行所定の団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料は当行が負担いたします。</li> <li>●ご加入いただくプランにより、年齢などの加入要件があります。また、借入金利に上乘せ金利が設定される場合もありますのでご確認ください。</li> <li>●団体信用生命保険にご加入される場合、健康状態、年齢およびお借入れ金額等引受保険会社の加入要件を満たすことが必要であり、お申込み金額等により保険会社所定の診断書の提出をお願いさせていただきます。</li> </ul>
14. 火災保険	<p>お借入れの対象となるセカンドハウス、別荘への火災保険の付保を条件とさせていただきます。</p> <p>※補償内容が充実し安心してご加入いただける「住宅ローン専用火災保険*1」をご用意しています。当行のセカンドハウスローンをご利用いただく方は、ご希望によりご加入いただけます。</p> <p>※保険料はお客さまのご負担となります。</p>

	<p>*1. 物件の種類等によりご加入できない場合がございます。</p>
15. 手数料	<p>●ローン取扱手数料 次の①②よりご選択いただきます。</p> <p>①定額型 ご利用時に、110,000円(税込)のローン取扱手数料をお支払いいただきます。</p> <p>②定率型 ご利用時に、お借入れ金額の2.20%(税込)のローン取扱手数料をお支払いいただきます。 (最低取扱手数料220,000円(税込))。</p> <p>※定率型をご利用いただいた場合、定額型に比べお借入れ利率が年0.2%低くなります。</p> <p>※別途、印紙代、抵当権設定にかかる登録免許税および司法書士宛報酬等が必要になります。</p> <p>●金利変更手数料 無料</p> <p>●一部繰上返済手数料 無料</p> <p>●全額繰上返済手数料 55,000円(税込)</p> <p>※抵当権抹消登記にかかる登録免許税および司法書士宛報酬等は含まれておりません。</p> <p>●その他条件変更手数料 無料</p>
16. その他	<p>●ご利用にあたっては、当行所定の審査をさせていただきます。審査の結果によって、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。</p> <p>●セカンドハウスローンのお借換えの場合は、過去の返済状況を確認させていただきます。また当行のセカンドハウスローンのお借換えにはご利用いただけません。</p> <p>●イオン銀行セカンドハウスローンにより購入した物件を賃貸しないことをお約束いただく「念書」をご提出いただきます。</p> <p>●現在の金利水準やご返済額のシミュレーションは、イオン銀行店舗またはホームページにてご確認ください。</p> <p>●就業不能保障特約のついた&lt;全疾病団信セカンドハウスローン&gt;、上皮内がん・皮膚がんおよび先進医療保障特約のついた&lt;がん保障付セカンドハウスローン&gt;、8つの疾病保障のついた&lt;8疾病保障付セカンドハウスローン&gt;、は、店舗に用意しております専用リーフレット等でご確認ください。</p> <p>●本商品の内容や、お申込みに必要な書類は、イオン銀行店舗またはコールセンターまでお問合せください。</p>
17. お問合せ先	<p>イオン銀行 ローン専用ダイヤル 【電話番号】0120-48-1258 営業日時はホームページをご参照ください。</p>
18. 当行が契約して	<p>一般社団法人全国銀行協会</p>

いる指定紛争解決機関

【連絡先】全国銀行協会相談室

【電話番号】0570 - 017109 または03 - 5252 - 3772

【受付日】月～金曜（祝日および銀行法で定める銀行の休業日を除きます。）

【受付時間】9:00～17:00

**イオン銀行**